

令和5年3月28日

令和5年度からパートナーシップ制度を導入

市は4月1日から、パートナーシップ制度を導入する。LGBTQ+等性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる、平等で公正な、誰もが生きやすい社会の実現が目的。

パートナーシップ制度とは、性的指向が異性愛のみでない人や性自認が出生時と異なる人、自身の性を認識していない人等がお互いに協力し合い、婚姻関係に類する関係性のパートナーとして届出し、市が公的に証明することにより、パートナー関係であることを認めるもの。

対象者は証明書を提示することにより、婚姻関係に類するパートナーとして公的サービスと民間サービスを受けることができる。

記

届け出ができる人

- ・双方が満18歳以上
- ・一方または双方が本市に住所を有している
(一方が市外に住所を有する場合は、届出から1カ月以内に本市に転入予定である)
- ・双方が現に婚姻していない
- ・届出をしようとする相手以外に事実婚の関係にある人やパートナーシップを形成している人がいない
(他の自治体が行うパートナーシップ制度に類する制度を含む)
- ・届出者同士が民法に規定されている近親者(直径血族または三親等内の傍系血族もしくは直系姻族)などでない

届出方法

- ・住民票の写し、婚姻をしていないことを証する書類(独身証明書など)を添え、自署した「パートナーシップ届」を人権推進課男女共同参画担当(I・Tビル5階「あいセンター」)に提出
- ・届出日を事前に予約し、届け出には双方の来庁が必要

市交付書類

- ・市は、提出書類に不備が無ければ届け出受付表を交付
- ・届出日から約1週間で「パートナーシップ届受理証明書」と「パートナーシップ届受理証明カード」を交付する。

制度により利用できるサービスの例

- (1) 公的サービス
 - ・犯罪被害者等見舞金を家族として請求が可能
 - ・公営住宅入居に家族として申込が可能

- ・市立病院入院時等に家族として説明が受けることが可能
- (2) 民間サービス
- ・生命保険の受取人としてパートナーを指定可能
 - ・携帯電話の家族割等の対象になる
 - ・クレジットカードの家族カードの作成が可能
 - ・住宅ローンを家族として組むことが可能
 - ・一部の企業では家族として福利厚生を利用可能

パートナーシップ制度の現状

- ・1989年にデンマークでパートナーシップ制度が導入され各国に広がりを見せた。
- ・2001年に、オランダで同性婚が法制化され、現在、33の国と地域で同性婚が認められている。
- ・日本では2015年に東京都渋谷区、世田谷区において同性カップルを自治体が証明する、いわゆるパートナーシップ制度が開始。
- ・2023年1月10日現在で、255の自治体で導入され、4186組の方が制度により同性パートナーシップ制度の宣誓等を行っている。
- ・府内で117組が宣誓等を行っている。
- ・本市は京都市（2020年9月）、亀岡市（2021年3月）、長岡京市（2021年6月）、向日市（2021年10月）、福知山市（2022年4月）に次いで6番目

市は本制度の導入後、性の多様性について広く市民に啓発し、多様な性自認・性的指向等について理解いただくことにより、さらなる人権尊重の社会づくりを目指します。

<問い合わせ>

人権推進課 男女共同参画推進担当課長 塩見由美
電話 0773(42)2030 (あいセンター)



綾部市パートナーシップ届受理証明カード



お二人が、綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの届出をされたことを証明します。

様 様
年 月 日
第 号
綾部市長



この受理証明カードの提示を受けられた方へ



綾部市では、多様性が認められ、人権が尊重されるまちづくりに向けた取組を進めています。

パートナーシップ制度は、届け出られたお二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合う関係であることを証明するものです。この制度により、市民や事業者の皆様理解が広がり、安心して人生のパートナーとして綾部市で生活できることを期待しています。

この受理証明カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性自認・性的指向等や本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

(特記事項)

